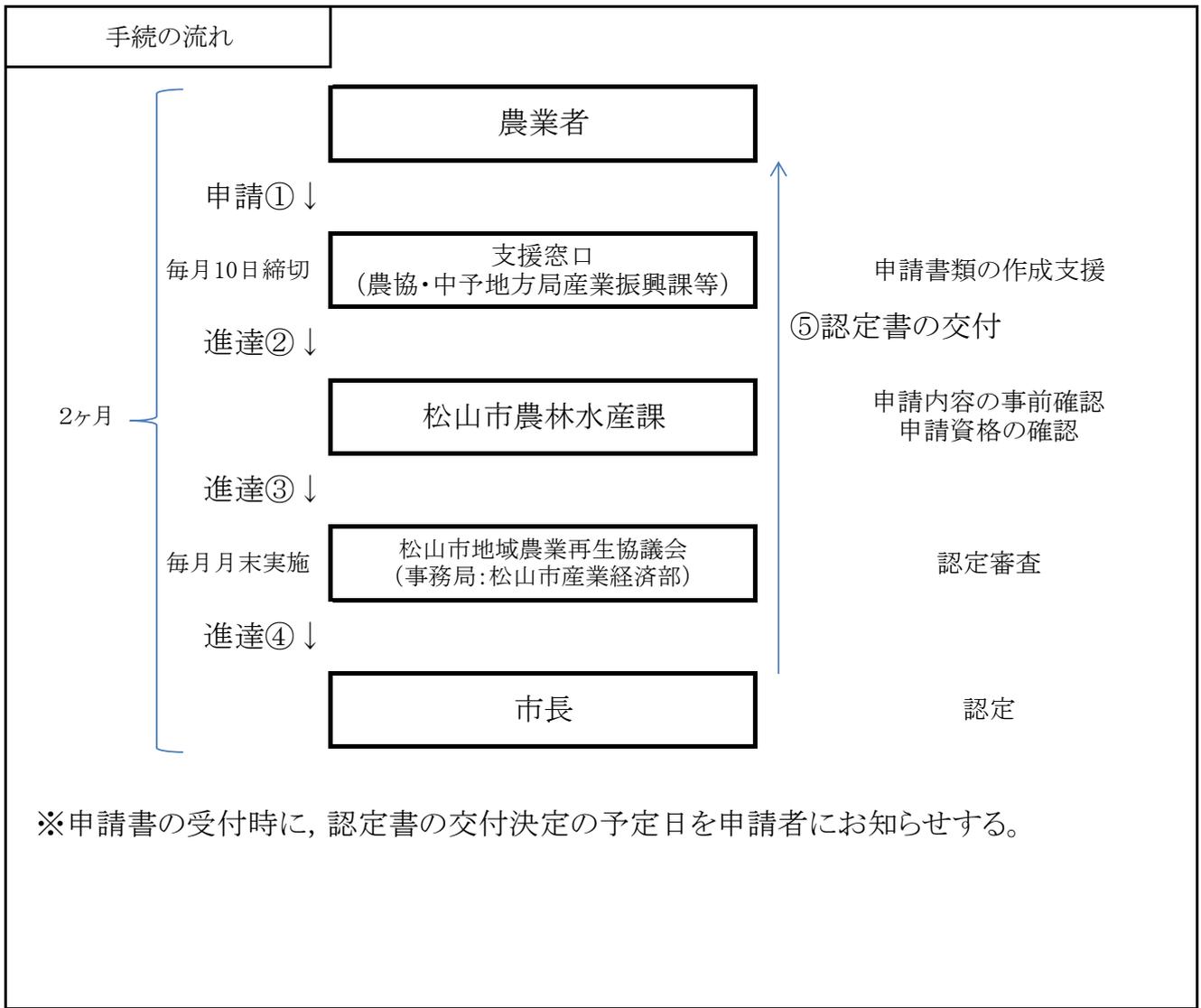


審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 14

処 分 名	農業経営改善計画の変更	
処 分 の 概 要	申請に基づいて計画の変更を認定する。	
根 拠 法 令 名	農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)	
条 項	第13条第1項	
所 管 課	農林水産課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	2ヶ月	
標準処理期間	計	2ヶ月
判断基準	<p>農業経営基盤強化促進法第12条第4項各号に該当すること。</p> <p>【根拠法令等】農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年五月二十八日法律第六十五号)</p> <p>(農業経営改善計画の認定等)</p> <p>第十二条 同意市町村の区域内において農業経営を営み、又は営もうとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農業経営改善計画を作成し、これを同意市町村に提出して、当該農業経営改善計画が適当である旨の認定を受けることができる。</p> <p>2 前項の農業経営改善計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 農業経営の現状</p> <p>二 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善等の農業経営の改善に関する目標</p> <p>三 前号の目標を達成するためとるべき措置</p> <p>四 その他農林水産省令で定める事項</p> <p>3 第一項の農業経営改善計画には、当該農業経営を営み、若しくは営もうとする者から当該農業経営に係る物資の供給若しくは役務の提供を受ける者又は当該農業経営の円滑化に寄与する者が当該農業経営の改善のために行う措置に関する計画を含めることができる。</p> <p>4 同意市町村は、第一項の認定の申請があつた場合において、その農業経営改善計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <p>一 基本構想に照らし適切なものであること。</p> <p>二 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。</p> <p>三 その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>5 同意市町村は、農業経営改善計画の認定について、その趣旨の普及を図るとともに、農用地を保有し、又は利用する者その他の地域の関係者の理解と協力を得るように努めるものとする。</p> <p>(農業経営改善計画の変更等)</p> <p>第十三条 前条第一項の認定を受けた者(以下「認定農業者」という。)は、当該認定に係る農業経営改善計画を変更しようとするときは、同意市町村の認定を受けなければならない。</p> <p>2 同意市町村は、前条第一項の認定に係る農業経営改善計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。)が同条第四項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至つたとき、又は認定農業者若しくは当該認定農業者に係る同条第三項に規定する者(次条において「関連事業者等」という。)が認定計画に従つてその農業経営を改善するためにとるべき措置を講じていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。</p> <p>3 前条第四項の規定は、第一項の規定による変更の認定について準用する。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。